

第2回審査会の諮問を経て訂正した点について

前回審査会で指摘のあった下記の点について検証し、所得データ等の個人情報の使用について特定し、収集したデータの加工後のデータについては必要最低限のものとし、不必要な情報を保有しないこととした。

【改正の要点】

- ・データをどのように使うのか。何をするために調査するのかを具体的にした。
- ・国との比較に使用するのか、市の課題なのかを整理した。
- ・本当に必要な項目を精査し、データの絞込み・整理を行った。

I 調査の目的

今回の調査は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」等の目的や基本理念、方針等を踏まえ、本市の子どもの総合支援対策を講じるために、支援の対象となる子どもがどの程度いるのか所得データから調査し、主に子育て世代の経済的な生活実態を把握するとともに、子どもの貧困対策をはじめ子育て支援事業の企画検討、予算確保のための想定事業ボリューム等を把握するために行おうとするものである。

※子どもの総合支援とは、生活困窮や虐待などで支援が必要な子どもについて「学習支援」、「生活支援」、「親の就労支援」、「経済支援」を総合的に講じていくこと。具体には子どもの学習支援・居場所づくり事業、子ども食堂の展開、奨学金の検討、保育料の減免水準の検討などを想定している。

II 前回からの改正点

- (1) 「地区」情報を削除～匿名性に配慮して、地域ごとの所得水準が判別できないようにした
- (2) 任意の「世帯通番」を追加～世帯単位で分析する必要があるため、住基等とは全く関連しない任意の番号を付与した
- (3) 提供される所得データは可処分所得及び等価可処分所得のみとする（可処分所得算出に必要な各所得データは算出後に削除し、子ども政策課には提供されない。）

※以上の取り扱いの見直しにより、他のデータと突合せしたとしても個人が識別できる可能性はほぼ無いと考える。

III 目的外利用によって調査・分析する項目

- (1) 世帯構成別の所得水準の状況（ひとり親世帯、多子世帯、稼動状況など）
- (2) 本市における貧困ライン（可処分所得）とその中に含まれる世帯・子どもの数の把握
- (3) 貧困ラインに含まれる世帯の公的サービスの需給状況（生活保護、児童扶養手当など）
- (4) 貧困ラインに含まれる世帯の公的サービスを受給していない割合（潜在数の把握）
- (5) 子育て世帯の相対的な所得水準の把握と経年での定点観測・分析
- (6) 既存施策（保育、子育て支援等）の減免水準の検証等
- (7) 総合的な子ども支援対策の次年度予算要求のための基礎データ